

第1条(目的)

この規約は、明石市公共施設施設予約システム(以下「本システム」という。)の利用者登録及びシステムの利用について必要な事項を定めるものです。

第2条(利用規約の同意)

本システムを利用して施設の予約等の手続きを行うためには、本規約に同意していただくことが必要です。本システムは、本規約の同意を前提としてサービスを提供します。本システムを利用された方は、本規約に同意したものと見なされます。理由に関わらず本規約に同意できない場合は、本システムを利用いただくことはできません。

第3条(施設規則等の遵守)

利用申請した施設の利用及び当該利用に係る使用料又は利用料金の支払手続等に当たっては、当該施設の関係規則等に従うこととし、当該施設を関係規則等に定められた目的以外に使用することはできません。

第4条(利用者登録)

システムを利用して施設の抽選申し込み、予約等を行うことを希望する個人又は団体(以下「登録申請者」という。)は、あらかじめ、本規約を承諾のうえ、利用者登録を行う必要があります。

前項の規定による利用者登録の申請は、本システムがインターネット環境にて提供する利用者登録申し込み画面より利用者登録申請を行い、本システムで承認の上、本登録とするものとします。またインターネット環境がない利用者は施設窓口にて利用者登録申請書に記入の上、申請し本登録の手続きを行うものとします。

第5条(利用者登録番号)

本システムは、利用者登録をした者(以下「登録者」という。)に登録者ごとに異なる利用者IDを設定します。

第6条(パスワード)

インターネット環境にて利用者登録を行った場合には、その際に登録したパスワードを使用します。施設窓口にて登録申請書により申請した場合には、窓口担当者がパスワードをシステムに登録します。

第7条(利用者ID、パスワードの管理)

登録者は、利用者ID及びパスワードを他人に知られることのないよう適切に管理しなければなりません。

登録者は、他人に利用者IDを譲渡し、又は貸与してはなりません。

登録者は、他人からの利用者ID、パスワードの照会には絶対に応じてはなりません。

第8条(登録事項の変更)

登録者が届け出た氏名、住所、電話番号等に変更が生じた場合、又はその登録を廃止しようとする場合は、遅滞なく変更、廃止の手続きを行わなければなりません。

第9条(登録資格の喪失)

登録者が第8条に規定する登録廃止手続を行ったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは利用者登録を取り消すものとします。

- (1)虚偽の申請をしたとき。
- (2)施設の管理に関する条例等又は本規約に重大な違反をしたとき。
- (3)死亡したとき又は解散したとき。
- (4)住所変更の届出を怠る等、登録者の責めに帰すべき事由により、施設担当者等が登録者への通知又は連絡を行うことができないと判断したとき。
- (5)システムの運営を故意に破壊又は妨害したとき。
- (6)前各号に掲げるもののほか、システム運営責任者等が登録者として不適格と認められたとき。

第10条(施設利用手続)

登録者は、システムの利用に当たっては、登録者の利用者ID及びパスワードを入力することにより次の手続を行うことができます。

- (1)施設の予約
- (2)施設の予約取消
- (3)施設の予約確認
- (4)抽選申込み
- (5)抽選申込みの取消
- (6)抽選申込状況の確認
- (7)抽選結果の確認及び予約手続き

第1項4～7号の手続は、所定の期間に行う必要があります。

第1項第1号の施設の予約と第1項第4号の抽選申込みは、各施設により時間、件数等の制限が異なります。

天災地変、通信混雑その他やむを得ない事由により第1項の手続ができなかった場合、システム運営責任者はその責を負いません。

第11条(使用料・利用料の支払い)

システム運営責任者は、利用者が次に掲げるいずれかの行為を行ったことが明らか場合、又は該当する行為があると疑うに足りる相当の理由がある場合は

、利用者登録の抹消、本システムの利用停止等の必要な措置を行うことができます。

(1)本システムを通じて施設の予約、利用を行う者(以下「利用者」という。)は、施設の使用料・利用料金を、本システム又は施設窓口において、市が定める方法により支払うものとします。

(2)市が定める支払い方法には、現金払いのほか、クレジットカード、ID決済等のキャッシュレス決済、コンビニ決済、ペイジー決済等が含まれるものとします。利用可能なキャッシュレス決済等の種類は、本システム上又は施設案内等で別途明示します。

(3)クレジットカード、キャッシュレス決済、コンビニ決済、ペイジー決済の利用にあたっては、

市及び指定管理者の指定納付受託者である決済サービス提供事業者の定める利用規約等に従うものとします。

(4)通信障害、システムエラーその他利用者の責めに帰すべき事由によりクレジットカード、

キャッシュレス決済、コンビニ決済、ペイジー決済が完了しなかった場合、利用者は別途施設窓口により使用料・利用料金を支払うものとします。

(5)支払後、利用者の都合によるキャンセルについては、原則として返金(還付)は行いません。ただし、各施設が定める規定により、全部又は一部返金(還付)が認められる場合があります。

(6)キャンセルに伴う返金(還付)には1～2か月程度要します。

(7)オンライン決済の場合、市又は各施設は領収書を発行しないため、領収書を必要とする場合は、施設窓口にて現金で支払うものとします。(一部施設を除く。)

(8)オンライン対応の領収書が必要な場合は、オンライン決済では対応できないため、必ず施設窓口にて現金で支払うものとします。(一部施設を除く。)

第12条(費用)

登録者がシステムを利用するに当たって必要とする装置(ソフトウェアを含む。)及びインターネット接続等に関する費用、その他一切の費用は、登録者が負担するものとします。

第13条(個人情報の保護)

利用者登録に際し収集した個人情報は、個人情報保護法第27条第1項で定める場合を除き、本システムによる予約管理及び施設利用に関する事務処理以外には使用しません。

第14条(暴力団等排除に関する特約)

本システムの利用にあたっては、暴力団等排除に関し、次の特約条項を定めます。

- (1)暴力団員でないこと。
- (2)暴力団員が役員等として、経営に関与している事業者でないこと。
- (3)暴力団員を監督者として使用し、又は代理人として専任している事業者でないこと。
- (4)暴力団員が事業活動に支配的な影響力を有する事業者でないこと。
- (5)自分たちの利益や、特定の者に損害を与える目的で、暴力団を利用しないこと。
- (6)暴力団又は暴力団員に対して、金品などの利益の供与をする行為をしないこと。
- (7)暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係があると認められるような行為をしないこと。
- (8)明石市長が、明石警察署長に申込者の暴力団等排除に関する特約事項に関し意見照会すること並びに明石警察署長から得た情報を明石市長が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は市の関係部署において相互に提供することに同意すること。
- (9)暴力団等排除に関する特約事項に違反した時は、許可の取り消し、その他明石市長が行う一切の措置について異議をのべないこと。

第15条(禁止事項)

本システムの利用にあたっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

システム運営責任者は、利用者が次に掲げるいずれかの行為を行ったことが明らか場合、又は該当する行為があると疑うに足りる相当の理由がある場合は、利用者登録の抹消、本システムの利用停止等の必要な措置を行うことができるものとします。

- (1)本システムを施設予約以外の目的で使用する。
- (2)本システムに対し不正にアクセスすること。
- (3)本システムに対し故意にウイルスに感染したファイルを送信すること。
- (4)本システムのプログラム又はコンテンツを修正、複製、改ざん、頒布又は販売をすること等の行為を行うこと。
- (5)本システムの利用者登録時に、利用者自身の真正な個人情報以外の情報により申請を行うこと。
- (6)本システムを利用して申し込んだ予約を当該予約施設に無断でキャンセルすること。
- (7)施設を利用する意思を伴わない予約の申込み等本システムの管理及び運営を故意に妨害し、又は破壊すること。
- (8)利用者が所在不明かつ連絡不能であること。
- (9)他人の利用者ID、パスワードを不正に使用すること。
- (10)他の利用者の活動を妨害又は強要すること。
- (11)その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

第16条(免責事項)

システム運営責任者は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して一切の責任を負いません。

システム運営責任者は、その裁量において、本システムの改修、運用停止、中断等を利用者へ予告なく行うことができることとします。

また、このことを行ったために生じたいかなる損害に対しても一切の責任を負いません。

利用者が使用するパソコン等の障害又は不具合、通信回線の障害、天災地変その他システム運営責任者の責めに帰さない理由による

本システムの障害等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、システム運営責任者は一切の責任を負いません。

システム運営責任者は、利用者以外の者による利用者ID及びパスワードの使用により、利用者が被った損害について一切の責任を負いません。

第17条(準拠法及び管轄裁判所)

本システムの利用並びに本規約の解釈及び運用は、日本国法に準拠するものとします。

本市と登録者との間に本システム又は本規約をめぐって紛争が発生し、訴訟により解決する必要があるが生じた場合は、神戸地方裁判所明石支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条(規約の変更)

システム運営責任者は、必要があると認めるときは、登録者に事前の通知を行うことなく、いつでも本規約に規定する条項を変更し、又は新たな条項を追加できることとします。

登録者は、システムを利用の都度、本規約の確認を行うこととし、本規約変更後に本システムを利用した場合には、変更後の規約に同意したものとみなします。

附則

この規約は、令和8年3月1日から施行します。ただし、システムの利用については令和8年3月16日から開始します。